

別紙2

S-GAPに関する説明の文言

○例1

S-GAP実践農場とは、「食品安全」「労働安全」「環境保全」「人権保護」「農場経営管理」に配慮した農業を実践している農場です。

○例2

S-GAPは、「食品安全」「労働安全」「環境保全」「人権保護」「農場経営管理」に配慮した農業を実践するための取組を埼玉県がまとめたものです。

この「S-GAP」に基づき農場の改善活動を実践し、一定のレベルまで改善を達成したと県が評価した農場をS-GAP実践農場とといいます。

なお、上記の文言は一例とし、S-GAPの取組が伝わる内容であれば変更も可能とする。必要に応じて所管の農林振興センター及び農産物安全課で協議し、問題がないと判断した上で記載可能とする。